

# 所得税の確定申告書は、正しく自分で書いて！郵送で！お早めに！

## 税務署からのお知らせ

税務署では、納税者の方々が確定申告書や収支内訳書を自分で作成していただく、職員は作成のためのアドバイスを行う「自書申告」を推進しています。「平成17年分所得税の確定申告の手引き」を参考に、是非自分で申告書等を作成して早めに提出しましょう。なお、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「所得税の確定申告書作成コーナー」でも作成できます。

### 所得税の確定申告・市県民税の申告

申告期間は  
2月16日(木)～3月15日(水)

#### ☆所得税

給与所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

- 農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- 土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- 生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

#### 【サラリーマンの確定申告】

次のような場合は確定申告をしなければなりません。  
● 給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です)

● 平成17年中の給与の収入金額が2千万円を超える場合  
※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。申告書の書き方などで分からないことがあれば、税務署又は市の申告会場で相談してください。

#### 【農業所得の申告】

黒豆・ぶどう・いちご等の特殊田畑作物を作られている方については、出荷伝票・領収書等をもとに実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算により申告していただくこととなります。

#### 【株式譲渡の申告】

株式譲渡については多様なケースが想定されますので、株式譲渡に関する申告については社税務署でお願いします。

#### ◆問合先 社税務署個人課税部門(☎0795④0223)

#### ☆市県民税

平成18年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする

方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険税が軽減される場合があります

### 《申告に必ず持ってくるもの》

- ① 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方)
  - ② 源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
  - ③ 所得の計算に必要な帳簿書類
  - ④ 生命保険、損害保険等の支払証明書、その他領収書
  - ⑤ 印鑑(認印で可)
  - ⑥ 通知があった方は通知書
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印も準備してください。  
※国民年金保険料は、平成14年度以降、収納事務が市から国(社会保険事務所)へ移管しています。平成17年分申告より**国民年金保険料**については、支払ったことを証明する書類(控除証明書又は領収証書)を添付又

ので、必ず申告をしてください。申告書は3月15日(水)までに申告会場または市税務課へ提出してください。

#### ◆問合先 市役所税務課

(☎④8712)

は提示することとされました。

### 《農業所得の申告に必要なもの》

- ① 平成17年中に大型農機具(30万円以上)を購入した方は購入証明書
  - ② カントリーの利用料および苗の購入証明書
  - ③ 近代化資金等の利息支払証明書
  - ④ 加古川西部土地改良区事業負担金(管理費含む)の領収書
  - ⑤ 土地改良事業負担金の領収書
  - ⑥ 米需給調整・需要拡大基金拠出金の通知書
- ※黒豆、ぶどう、いちご等の特殊田畑作物を作られている方は収支計算となりますので、出荷伝票・領収書等をご持参ください。

## 確定申告と納税は正しくお早めに!

### 所得税及び贈与税の申告と納付期限

→ 3月15日(水)

### 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納付期限

→ 3月31日(金)